

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害回復分配金申請のご案内

1. 「振り込め詐欺救済法」について

正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」といい、2008年6月に施行されました。

この法律により、振り込め詐欺などの犯罪被害によって資金の振込まれた口座を凍結し、預金保険機構に口座残高に関する権利を消滅させる手続きを依頼し、60日以上の手続きを経て、口座名義人の権利が消滅します。

次に、預金保険機構のホームページ上で、被害にあった方からの資金分配の請求を受けることを周知（公告）します。所定の周知期間（30日以上とされています）内に申請のあった方に、資金を分配して返還することになります。

* 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づく公告」(<http://furikomesagi.dic.go.jp/>)

2. どのような被害が返還の対象になりますか。

振り込め詐欺（オレオレ詐欺、融資保証金詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺）・恐喝などの犯罪被害に遭い、金融機関の口座に被害資金を振込んだ場合がこの法律による資金返還の対象となります。

3. 被害に遭われたときには。

まず、警察と振込先の金融機関に連絡して、振込んだ預金口座の利用停止を求めて下さい。

4. 被害資金の返還を請求するためにご用意いただく書類。

被害回復分配金支払申請書

被害回復分配金支払申請書（以下「申請書」といいます。）に、氏名・住所・生年月日・被害の内容・金額・分配金をお支払する場合の受取り口座等をご記入のうえ、ご捺印願います。申請書は預金保険機構のホームページよりダウンロードいただくか、最寄の金融機関にてご請求下さい。

* 預金保険機構「被害回復分配金支払請求書」ダウンロードページへ

(<http://furikomesagi.dic.go.jp/patdoc.html>)

本人確認書類

「申請書」にご記入された、現在のご住所が記載されている書類をご用意下さい。

お振込の明細

お振込の受取書（領収書）の写し

（お持ちで無い場合は、お振込の事実を確認できる資料をご用意下さい。）

5. ご留意事項

お支払が決まりましたら、「申請書」のご住所に関連資料をお送りしますので、必ずお受取下さい。

申請書の内容等のご確認のため、お電話にてご連絡させていただく場合がございます。

お申し出いただいた場合でも、お支払出来ない場合がございます。

（口座残高が1,000円未満の場合は、資金返還の対象となりません。）

お客さま相談室

0120-402-003

受付時間：平日 9:00～17:00